〈資料７〉

放射線モニタリング等連絡会議設置要綱

（目的）

第１条　放射性物質事故における県民等に対する防護対策を迅速かつ的確に実施するため、放射線モニタリング等連絡会議（以下、「会議」という。）を設置する。

（業務）

第２条　会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

（１）放射線モニタリング等に係る体制の確立に関する事項

（２）対策の検討に関する事項

（３）情報の共有化に関する事項

（４）その他会議の目的達成のために必要な事項

（構成）

第３条　会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

２　前項に掲げる者のほか、座長が必要と認める者を委員とすることができる。

３　会議の座長は、防災危機管理部危機管理課長の職にある者を、副座長は、防災危機管理部危機管理課副参事の職にある者をもって充てる。

（会議）

第４条　会議は、必要に応じ座長が招集し、会議を主催する。

２　委員は座長に対し、会議の開催を求めることができる。

３　座長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

（事務局）

第５条　会議の事務局は、防災危機管理部危機管理課に置く。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮り、定めることができる。

附　則

この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。

別表

職　　名	摘　　要
防災危機管理部危機管理課長	座長
防災危機管理部危機管理課副参事	副座長
総務部総務課長	
総合企画部政策企画課長	
総合企画部水政課長	
健康福祉部健康福祉政策課長	
健康福祉部薬務課長	
健康福祉部衛生指導課長	
環境生活部環境政策課長	
環境生活部大気保全課長	
環境生活部水質保全課長	
環境生活部廃棄物指導課長	
商工労働部経済政策課長	
商工労働部産業振興課長	
農林水産部農林水産政策課長	
農林水産部生産販売振興課長	
農林水産部農村環境整備課長	
農林水産部安全農業推進課長	
農林水産部畜産課長	
農林水産部森林課長	
農林水産部水産課長	
農林水産部漁業資源課長	
県土整備部県土整備政策課	
県土整備部都市整備局下水道課長	
水道局計画課長	
水道局浄水課長	
企業庁企業総務課長	
企業庁施設設備課長	
病院局経営管理課長	
教育庁学校安全保健課長	